

医療法人社団瑞鳳会

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護

こころ訪問看護ステーション東金宝町 運営規程

第1条 (事業の目的)

医療法人社団瑞鳳会が開設するこころ訪問看護ステーション東金宝町（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

指定訪問看護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 8 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

第3条 (事業の運営)

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条 (反社会勢力の排除)

- 1 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び岐阜市暴力団等の排除に関する条例（岐阜市条例第13号）に規定される暴力団等を、その運営に関与させないものとする。

- 2 事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を持つものは従事させないものとする。

第5条 (事業所の名称等)

事業を行う事業者の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名 称 ところ訪問看護ステーション東金宝町
- 2 所 在 地 岐阜県岐阜市東金宝町1丁目16 メゾンドクマダ 303

第6条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所における職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1) 管理者 1名

事業所における職員の管理、指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問看護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

また、主治医の指示に基づき指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が実施されるよう必要な管理を行うものとする。

2) 看護師等(保健師、看護師又は准看護師) 2.5名以上

医師の指示書に基づき指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を行い、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書(以下「計画書」という。)、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書(以下「報告書」という。)を作成し、管理者から決裁を受けるものとする(准看護師は訪問のみとする)。

3) リハビリ職員 必要と認められる人数

身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは医師の指示書及び計画書によるものとする。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による提供は、保健師又は看護師による訪問の回数を上回らない設定とする。

第7条 (営業日及び営業時間)

営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営 業 日 月曜日から土曜日とする。
但し、国民の祝日(振替休日を含む)、年末年始(12月30日から1月3日)を除く。
- 2 営 業 時 間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- 3 サービスの提供 利用者の希望に応じて365日24時間対応する。
- 4 連 絡 体 制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第8条 (指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供方法)

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- 3 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから当該市医師会または当該市高齢者サービス調整チーム(保健所の保健師等)に調整等を求め対応する。

第9条 (事業の内容)

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- 1) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医の指示の文書に基づき、計画書に沿って実施するものとする。
 - 2) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、計画書の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。
 - 3) 計画書及び報告書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した内容も一体的に含めて記載するものとする。
 - 4) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
- 2 事業の内容は次の通りとする。
- 1) 病状、障害、全身状態の観察
 - 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
 - 3) 褥瘡の予防・処置
 - 4) リハビリテーション
 - 5) ターミナルケア
 - 6) 認知症患者の看護
 - 7) 療養生活の指導・助言
 - 8) カテーテル等の交換・管理
 - 9) その他医師の指示による医療処置

第 10 条 （利用料その他の費用）

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
実施地域を超えた地点から、1 キロメートルあたり 50 円
- 3 死後の処置料は、20,000 円とする。
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

第 11 条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、岐阜市、各務原市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、愛知県名古屋市の区域とする。

第 12 条 （非常災害対策等）

事業所は非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第 13 条 （緊急時等における対応方法）

従業者は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

第14条 （業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする
- 3 事業者は定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条 （衛生管理等・感染症蔓延防止及び従業者等の健康管理）

事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第16条 （秘密保持・個人情報の保護等）

事業所の従業者等は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう必要な措置を講ずる。
- 3 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者およびその代理人の了解を得るものとする。

第17条 （苦情処理）

事業所は、利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示を求め、又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、その改善内容を当該市町村に報告する
- 5 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 6 事業所は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、その改善の内容を、国民健康保険団体連合会に報告する。
- 7 苦情の事実調査と対応方法を検討し、迅速に改善策を立て必要に応じて全職員に周知し、改善策を実行する。同様の問題が生じないように管理し、対応方法及びサービス内容について定期的にチェックし再発防止に取り組む。

第 18 条 （ハラスメント対策に関する事項）

事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 19 条 （虐待防止に関する事項）

事業者は、虐待の発生又はその防止をする為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 虐待の防止の為の指針を整備する。
 - 3) 従業者に対し虐待を防止する為の研修を定期的実施する。
 - 4) 前 3 項に掲げる措置を適切に実施する為の担当者をおく。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第 20 条 （身体拘束等の原則禁止）

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

第 21 条 （記録の整備）

事業者は指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した際には、当該指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費及び訪問型サービス費の額その他必要事項を、利用者の居宅介護サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに係るケアプランに記載した書面又は、これに準ずる書面に記載する。

- 2 事業所は訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から 5 年間保存する。
 - 1) 主治医の指示書
 - 2) 訪問看護計画書
 - 3) 訪問看護報告書
 - 4) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - 5) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 6) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - 7) 苦情・相談等に関する記録
 - 8) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

第 22 条 （利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して

行うことができるものとする。)を定期的に開催するものとする。

第23条 (その他運営についての留意事項)

事業者は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1) 採用研修 採用後3ヶ月以内
- 2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後に
おいてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業者は、従業員に、利用者の同居の家族等に対する指定訪問看護等の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、指定訪問看護等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団瑞鳳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年2月1日から施行する。

この規定は、令和6年11月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年3月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

この規程は、平成25年7月25日から施行する。

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

この規程は、平成26年1月6日から施行する。

この規程は、平成26年1月20日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月5日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月12日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年7月1日から施行する。